

令和5年議案第37号

江南市監査委員の選任について

下記の者を江南市監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年5月22日提出

江南市長 澤田 和延

記

（議会議員選出）

住 所

氏 名 尾関 昭

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、江南市監査委員 野下達哉氏が令和5年4月30日任期満了したので、後任の者を選任する必要があるからであります。

(参 考)

江南市監査委員名簿

(令和5年4月30日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	(識見を有する者) 倉 知 義 治		自令和 2年11月 5日 至令和 6年11月 4日
	(議会議員選出) 野 下 達 哉		議 員 の 任 期

地方自治法（抜粋）

〔監査委員の設置及び定数〕

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

② 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市及び町村にあつては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

〔選任及び兼職の禁止〕

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

② 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から1を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

③ 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

④ 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。

⑤ 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。

- ⑥ 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とする。

〔任期〕

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。